

行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項に掲げる日及びこれ以外の日の午前8時30分から午後5時15分までを除く時間における申告官署の特例を定める掲示

平 2 2 . 6 . 3 0

掲 示 第 1 7 1 号

関税法施行令（昭和29年政令第150号）第92条第1項第2号及び同条第2項並びに輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律施行令（昭和30年政令第100号）第30条第1項第2号及び同条第2項の規定に基づき、行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項に掲げる日及びこれ以外の日の午前8時30分から午後5時15分までを除く時間（以下「執務時間外」という。）における申告官署の特例を次のように定め、平成22年7月1日から施行することとしたので、関税法施行令第92条第5項及び輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律施行令第30条第5項の規定に基づき、公告する。

なお、関税法施行令第92条第1項第2号及び輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律第30条第1項第2号に掲げる税関官署の管轄区域の特例を定める掲示（平成14年掲示第169号）は廃止する。

執務時間外における六甲アイランド出張所及びポートアイランド出張所の管轄区域内に蔵置されている貨物にかかる関税法（昭和29年法律第61号）、関税定率法（明治43年法律第54号）その他関税に関する法令及び輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法令の規定に基づく申告については、神戸税関本関で行うものとする。

ただし、各出張所の担当部門が開庁時間外の事務の執行の求めに応じて必要な事務処理を行う場合については、この限りでない。